

法令に基づく事故故障等の報告案件を原子力規制委員会へ報告する 運用方法の一部変更について

平成28年5月18日
原子力規制庁

1. これまでの取扱い

(略)

2. 今後の取扱い

(略)

-
- 1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
 - 2 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則
 - 3 福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画

(別紙)

定例の原子力規制委員会に報告する法令報告案件の運用方法について

(下線部が変更箇所)

原子力規制庁が、原子力事業者から原子炉等規制法¹又はR I法²に基づく事故故障等³の報告(以下、「法令報告」という。)を受けた案件~~(ただし、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第18条の規定に基づく法令報告案件は除く。)~~のうち、次の「(ア)」～「(エ)」のいずれかの要件に該当する案件については、発生状況等について遅滞なく定例の原子力規制委員会に報告することとする。

- (ア) 法令報告がなされた事故故障等に起因して放出された放射性物質または放射線により、原子力施設の敷地境界外の公衆や環境または原子力施設内の放射線業務従事者に対して現に与えられた影響が、法令で定める線量等の限度(表1参照)を超えた場合
- (イ) 事故故障等が発生した施設・設備により閉じ込められている放射性物質の放射エネルギーが、法令で定める放射エネルギーの限度⁴を現に超えている場合
- (ウ) 法令報告がなされた事故故障等の状況から判断して、他の原子力事業者等においても同じ発生原因により同様の事故故障等が発生する危険性があり、他の原子力事業者等に対して当該事故故障等に関する情報共有と注意喚起を必要とする場合
- (エ) その他、法令報告がなされた事故故障等に起因して原子力施設の敷地境界外に放射性物質または放射線が現に放出された場合等、公衆の安全確保や環境の保全上、原子力規制委員会に報告する必要があると判断する場合

なお、「(ア)」～「(エ)」の全ての要件に該当しない案件についても、原子力事業者等から当該事故故障等に関して追加で報告された詳細情報により、当該事故故障等が「(ア)」～「(エ)」のいずれかの要件に該当することが判明した場合には、定例の原子力規制委員会に報告することとする。

また、法令報告の原因と対策に係る評価等最終報については、~~従来通り、~~全ての法令報告案件について、定例の原子力規制委員会に報告することとする。

¹ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

² 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

³ 以下、原子力事業者等が、原子炉等規制法第六十二条の三またはR I法施行規則第三十九条の規定に基づき主務大臣等に報告しなければならない事象を「事故故障等」という。

⁴ 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づき危険性が極めて少ない核燃料物質等(L型輸送物)として運搬できる核燃料物質等の放射エネルギーの限度

表 1：現に人や環境に影響を与えているとする線量等の目安

	原子力施設の敷地境界外の公衆や環境に対して現に与えられた影響が、法令に定める周辺監視区域の線量等の限度を超える場合	原子力施設内の放射線業務従事者に対して現に与えられた影響が、法令に定める放射線業務従事者の線量等の限度を超える場合
線量限度	<ul style="list-style-type: none"> ① 実効線量で1年間につき 1mSv ② 皮膚の等価線量で 1 年間につき 50mSv ③ 眼の水晶体の等価線量で 1 年間につき 15mSv 	<ul style="list-style-type: none"> ① 実効線量で 5 年間につき 100mSv ② 実効線量で 1 年間につき 50mSv ③ 女子については、①及び②のほかに、実効線量で三ヶ月につき 5mSv ④ 妊娠中である女子については、妊娠の事実を知ったときから出産するまでの期間につき内部被ばくで 1mSv ⑤ 皮膚の等価線量で 1 年間につき 500mSv ⑥ 眼の水晶体の等価線量で 1 年間につき 150mSv ⑦ 妊娠中である女子については、妊娠の事実を知ったときから出産するまでの期間につき腹部表面の等価線量で 2mSv
濃度限度	法令で定める周辺監視区域外の濃度限度（放射性物質が気体で放出された場合には空气中濃度限度、液体で放出された場合には水中濃度限度を用いる）	法令で定める放射性業務従事者が呼吸する空气中的濃度限度
表面密度限度	管理区域外に持ち出せる表面汚染密度限度 <ul style="list-style-type: none"> ・ α 線を放出する放射性物質では、 0.4Bq/cm² ・ α 線を放出しない放射性物質では、 4.0Bq/cm² 	

以上

**法令に基づく事故故障等の報告を原子力規制委員会へ報告する基準について
（案）**平成 26 年 1 月 15 日
原子力規制庁**定例の原子力規制委員会に報告する法令報告の基準（案）**

原子力規制庁が、原子力事業者から原子炉等規制法¹又はR I 法²に基づく事故故障等³の報告（以下、「法令報告」という。）を受けた案件（ただし、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第 18 条の規定に基づく法令報告案件は除く。）のうち、次の「(ア)」～「(エ)」のいずれかの要件に該当する案件については、定例の原子力規制委員会に報告することとする。

- (ア) 法令報告がなされた事故故障等に起因して放出された放射性物質または放射線により、原子力施設の敷地境界外の公衆や環境または原子力施設内の放射線業務従事者に対して現に与えられた影響が、法令で定める線量等の限度（表 1 参照）を超えた場合
- (イ) 事故故障等が発生した施設・設備により閉じ込められている放射性物質の放射エネルギーが、法令で定める放射エネルギーの限度⁴を現に超えている場合
- (ウ) 法令報告がなされた事故故障等の状況から判断して、他の原子力事業者等においても同じ発生原因により同様の事故故障等が発生する危険性があり、他の原子力事業者等に対して当該事故故障等に関する情報共有と注意喚起を必要とする場合
- (エ) その他、法令報告がなされた事故故障等に起因して原子力施設の敷地境界外に放射性物質または放射線が現に放出された場合等、公衆の安全確保や環境の保全上、原子力規制委員会に報告する必要があると判断する場合

なお、「(ア)」～「(エ)」の全ての要件に該当しない案件についても、原子力事業者等から当該事故故障等に関して追加で報告された詳細情報により、当該事故故障等が「(ア)」～「(エ)」のいずれかの要件に該当することが判明した場合には、定例の原子力規制委員会に報告することとする。

また、法令報告の最終報については、従来通り、全ての法令報告案件について、定例の原子力規制委員会に報告することとする。

¹ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

² 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

³ 以下、原子力事業者等が、原子炉等規制法第六十二条の三またはR I 法施行規則第三十九条の規定に基づき主務大臣等に報告しなければならない事象を「事故故障等」という。

⁴ 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づき危険性が極めて少ない核燃料物質等（L型輸送物）として運搬できる核燃料物質等の放射エネルギーの限度

表 1：現に人や環境に影響を与えているとする線量等の目安

	原子力施設の敷地境界外の公衆や環境に対して現に与えられた影響が、法令に定める周辺監視区域の線量等の限度を超える場合	原子力施設内の放射線業務従事者に対して現に与えられた影響が、法令に定める放射線業務従事者の線量等の限度を超える場合
線量限度	<ul style="list-style-type: none"> ① 実効線量で1年間につき 1mSv ② 皮膚の等価線量で1年間につき 50mSv ③ 眼の水晶体の等価線量で1年間につき 15mSv 	<ul style="list-style-type: none"> ① 実効線量で5年間につき 100mSv ② 実効線量で1年間につき 50mSv ③ 女子については、①及び②のほかに、実効線量で三ヶ月につき 5mSv ④ 妊娠中である女子については、妊娠の事実を知ったときから出産するまでの期間につき内部被ばくで 1mSv ⑤ 皮膚の等価線量で1年間につき 500mSv ⑥ 眼の水晶体の等価線量で1年間につき 150mSv ⑦ 妊娠中である女子については、妊娠の事実を知ったときから出産するまでの期間につき腹部表面の等価線量で 2mSv
濃度限度	法令で定める周辺監視区域外の濃度限度（放射性物質が気体で放出された場合には空气中濃度限度、液体で放出された場合には水中濃度限度を用いる）	法令で定める放射性業務従事者が呼吸する空气中的濃度限度
表面密度限度	管理区域外に持ち出せる表面汚染密度限度 <ul style="list-style-type: none"> ・ α 線を放出する放射性物質では、 0.4Bq/cm² ・ α 線を放出しない放射性物質では、 4.0Bq/cm² 	

以上